

1. 開会 林部会長	それでは、出席予定者が皆さんお揃いになりましたので、ただ今より、「長崎地方最低賃金審議会 第3回専門部会」を開催します。 委員の出欠状況について事務局から報告してください。
木場補佐	本日は、専門部会委員9名の内、9名の委員のご出席がございますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
2. 部会長挨拶 林部会長	改めまして、おはようございます。 皆様には、大変お忙しい中、8月4日に引き続き、早朝よりお集まりいただきありがとうございます。 前回まで個別協議を重ねてまいりましたが、結審には至っていません。 本日は、この専門部会において、できましたら結審し、部会報告書の決定までを予定したいと思っております。 ご協力をお願いいたします。 議事に入る前に、事務局より、連絡等お願いします。
山本室長	全国の答申状況につきまして、皆様にメールでお知らせしている以降の分についてお話しします。 群馬局、Bランクになりますが現行895円を40円引上げて935円ということで、全会一致で昨日結審しております。 併せまして、鳥取局Cランクになりますが、854円を46円引上げて900円とすることで使用者側反対で昨日結審しております。 以上になります。
3. 議題 (1) 長崎県 最低賃金の 改正につて 林部会長	それでは、審議に入ります。 前回まで協議しました結果で、労働者側委員からは、プラス53円の金額提示をいただきました。 一方、使用者側委員からは、プラス23円との提示をいただきましたが、意見の一致が見られないということで、継続審議となっております。

	<p>当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望しますが、本日、全会一致となるような、ご意見の提示のご用意がございますでしょうか。</p> <p>それでは全体の中で労働者側からご意見をいただければと思います。</p>
種村委員	<p>今のところ、前回同様です、特段意見はありません。</p> <p>一応全国の状況を見ながら、検討しているところでございますが、協議の中でその辺は示していきたいと思っています。</p>
林部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側お願いします。</p>
峯下委員	<p>前回第2回と変わっておりません。</p> <p>内容としては前回ご説明したとおりです。</p> <p>個別協議の中で、今までのお話とアイデアと言いますか、こんなやり方もありますよとご説明したうえで、全会に反映いただきたいと思っております。</p>
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今双方からご意見をいただきましたが、全会一致となるようなご意見、具体的にご意見がなさそうですので個別協議に入らせていただいて、再度、ご意見をいただきまして、その後、公益委員見解をお示しし、最終的には採決という形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
林部会長	<p>個別協議の結果、全会一致での合意となりました場合は、速やかに本審への「専門部会報告書」について、審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、個別協議に入りたいと思います。</p> <p>労側からよろしいですか、それとも使側から。</p> <p>では労側から個別協議をさせていただきますので、使用者側の皆さんは別室でお待ちください。</p>
使用者側委員	<p><退室></p> <p>これより</p>

公・労 協 議 を 2 回、
公・使 協 議 を 2 回 行 う。

林部会長

お待たせいたしました。

それでは、全体協議を再開したいと思います。

本日は、労使双方から考え方、主張等をお聞きしたうえで、金額面について、個別にお話を伺ってまいりました。

その結果、本日は労働者側からプラス43円、使用者側からは発効日を1月1日という条件付きで、プラス34円。

これ以上の、歩み寄りはお今日のところは難しいと判断いたしました。

本日は、結審まで予定しておりましたが、公益見解を提示しての採決についても、双方からの同意が得られませんでしたので、継続審議とさせていただきます。

次回の専門部会におきましては、再度、労使の個別協議にて、御意見をお聞きのうち、一致できない場合は、公益見解を提示して、採決をしたいと思っています。

それでは使用者側委員からコメントがありますので、お願いします。

峯下委員

本日の使用者側の数字的なものは、先ほど部会長からお話があったとおりですけど、それとは別に本日、特に掘り下げて話をさせていただいたのが、発効日についてです。

発効日について10月の発効を1月にすることによって、賃金ロス3か月分が出る場所を補填した形で、最賃に上乗せしようという提案をさせていただきました。

そうすることによって、やはり最賃額実額そのものが上がるというインパクトもありますし、あと使用者側から見ると煩雑な手続き等々他にもありますけれども、年末の労働者確保にもつながるので、ぜひ検討していただきたかった次第です。

これは今回だけ申し上げていることではなく、従来から毎年申し上げていることなので、ぜひ中央への長崎からの意見ということで、もう一度あげていただきたい内容です。

林部会長

労側から何か、ありますか。

よろしいですか。

種村委員	中央へ上げる予定もございません。 以上です。
林部会長	それでは、本日は継続審議として、次回の専門部会で全会一致とならない場合は、公益見解を提示して採決を取りたいと思います。 その後、専門部会報告書を作成のうえ、開催予定の本審で報告をしたいと思います。
(2) その他	
林部会長	それでは、事務局からお願いします。
山本室長	継続審議になりましたので、次回、第4回専門部会は、8月17日（木）時間外になりますけれど、午後6時から、この会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。 そして、終了後、引き続きまして、第3回最低賃金審議会を開催する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。
林部会長	ただ今、事務局から今後の日程について確認がありました。 何か御質問等はございますでしょうか。
各委員	<質問等なし>
林部会長	それでは、次回の第4回専門部会は、8月17日（木）午後6時、この会議室にて開催いたします。 次回の専門部会で、報告書を決定することにいたしますので、円滑な審議運営に御協力のほど、よろしく願いいたします。 それではこれで、本日の専門部会は終了いたします。 お疲れ様でした。